

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第34号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年12月16日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 宮崎県北部港湾事務所
- (2) 住所 宮崎県日向市大字日知屋字新開17371-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 付図のとおり
- (2) 期間 令和8年1月10日から令和8年1月25日まで（うち1日）

3 水路測量の実施方法

- (1) 測深 マルチビーム音響測深機を使用する
- (2) 測位 GNSSによる

4 航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令55号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）細島港 赤塗りで示す区域

